

## 日本公庫の東日本大震災関連融資の実績(3/11~11/末)

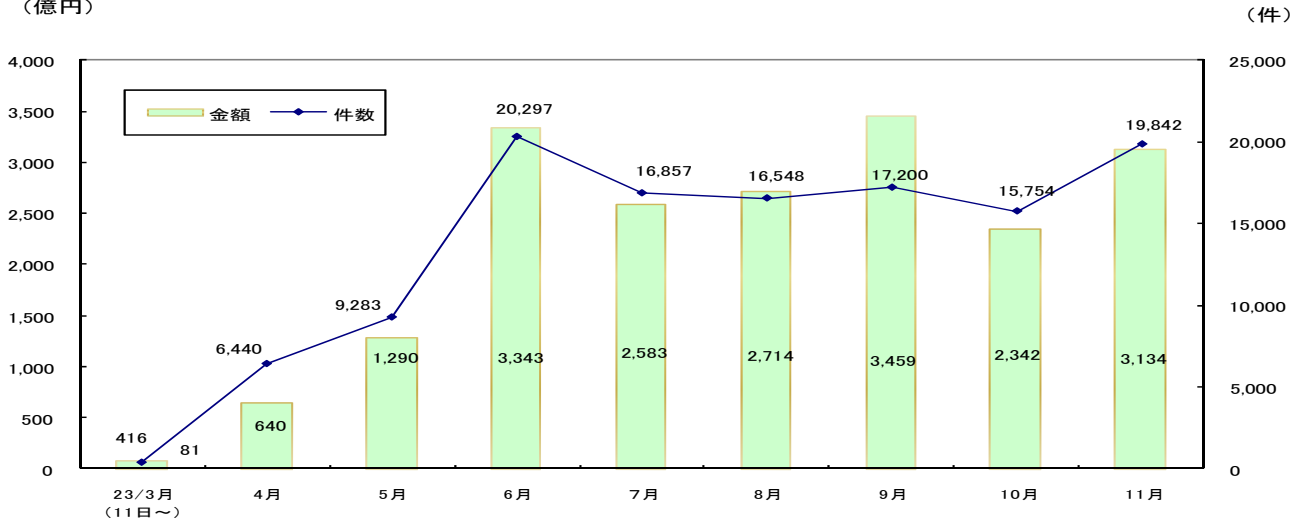
～震災融資実績は、累計で1兆9,000億円～

日本公庫の震災関連の融資実績は、11月末までの累計で12万2,637件、1兆9,590億円となりました。

業種別(金額)にみると、**製造業(29%)**が最も多く、次いで**卸売・小売業(25%)**、**建設業(13%)**、**サービス業(12%)**の順となっています。

最近では、被災地の宮城県等において**農林漁業向け融資**が増加傾向にあります。

### ■震災関連の融資実績 (速報値) (億円)



### ■地域別実績 (3/11~11/末) (百万円)

	累計		
	件数	金額	構成比 (金額)
北海道	4,672	59,170	3%
東北	20,353	255,922	13%
青森	1,865	29,004	1%
岩手	2,244	33,763	2%
宮城	9,228	107,552	5%
福島	4,349	43,912	2%
関東	38,054	700,091	36%
茨城	2,627	38,146	2%
北陸・東海	12,321	208,201	11%
近畿	20,560	363,736	19%
中国・四国	12,427	185,069	9%
九州	14,250	186,816	10%
合計	122,637	1,959,016	100%

### ■業種別実績 (3/11~11/末) (百万円)

	累計		
	件数	金額	構成比 (金額)
製造業	18,626	569,943	29%
卸売・小売業	32,110	484,194	25%
飲食店・宿泊業	9,238	83,688	4%
サービス業	22,862	241,481	12%
建設業	22,003	245,657	13%
運輸・倉庫業	4,664	109,591	6%
農業	1,466	37,607	2%
林業	7	517	0%
漁業	475	8,518	0%
流通加工業(農林事業のみ)	10	1,945	0%
その他	11,176	175,870	9%
合計	122,637	1,959,016	100%

## 東日本大震災対応の主な融資制度等

## 1 「東日本大震災復興特別貸付」(中小・小規模企業向け融資制度)

○東日本大震災復興特別貸付の概要(国民生活事業、中小企業事業)

利用対象者	融資限度額	融資期間(据置期間)	利率
○直接被害を受けた方 ○原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する方	【国民生活事業】 6,000万円 (各融資制度の限度額に上乘せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)  運転資金 15年以内 (5年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方(注1) ○基準利率より0.5%引き下げ ○融資後3年間について 中小企業事業の場合は1億円、 国民生活事業の場合は3,000万円を 上限に基準利率より1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)	【中小企業事業】 3億円(別枠)	設備資金 15年以内 (3年以内)  運転資金 15年以内 (3年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方 ○基準利率より最大0.5%引き下げ(注2) ○融資後3年間について3,000万円を上限 に基準利率より最大1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害による影響を含む)	【国民生活事業】 4,800万円(別枠) (注3) 【中小企業事業】 7億2,000万円(別枠)	設備資金 15年以内 (3年以内)  運転資金 8年以内 (3年以内)	①特に業況が悪化している方など、一定の要件に該当する方 ○基準利率(注4)より最大0.5%引き下げ(注2) ②上記以外の方 ○基準利率(注4)

(注1) 事業所等が全壊又は流出した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の適用が可能です。

(注2) 売上高等の減少を要件に0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ

(注3) 生活衛生貸付(運転資金のみ)は5,700万円

(注4) 中小企業事業の場合、信用リスク、融資期間等に応じて所定の利率が適用されます(長期運転資金に限り上限3%)。

## 2 震災特例融資(農林漁業者向け融資制度)

○震災特例融資の概要(農林水産事業)

実質無利子化(注1)	利子助成機関からの利子助成により、一定期間(最長18年間)融資利率を実質無利子化
融資限度額の引き上げ	農林漁業施設資金(災害復旧) 300万円→1,200万円(1施設あたり) 農林漁業セーフティネット資金 600万円→1,200万円 その他、経営体育強化資金、漁業経営安定資金においても引き上げ
融資期間・据置期間の延長	全資金を対象に、融資期間及び据置期間を、制度上それぞれ3カ年延長
実質的な無担保・無保証人融資(注1)	原則として以下の取扱い 【担保】融資対象物件のみ(融資対象が不動産の取得以外の場合は無担保) 【保証人】個人:不要、法人:代表者のみ
その他	スーパーL資金に借入金の一部を資本とみなすことができる資本的劣後ローンを創設

(注1) 対象とならない資金もあります。